

沖縄県立美来工科高等学校

「いじめ防止基本方針」

(ホームページ)

～いじめのない居心地の良い学校づくりにむけて～

沖縄県立美来工科高等学校

平成27年4月1日 施行

平成29年4月1日 改正・施行

平成31年4月1日 改正・施行

美来工科高等学校「いじめ防止基本方針」

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

2. いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。従って、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、ほかの生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等のための対策を行う。

- （1）いじめを許さない学校の雰囲気づくりを進め、生徒一人一人を大切にする教職員の意識や日常的な態度を高める。
- （2）すべての教育活動を通して、生徒相互のより良い人間関係づくりを推進する。
- （3）いじめは、どの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうる。そのため、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に努める。
- （4）いじめの兆候や発生を見逃さず、迅速かつ組織的に対応することを教職員全員で共有する。
- （5）いじめが発生した場合は、全教職員が一致協力して対応にあたる。
- （6）いじめの対応は、学校、家庭、地域社会との連携を図り、一体となって取り組む。

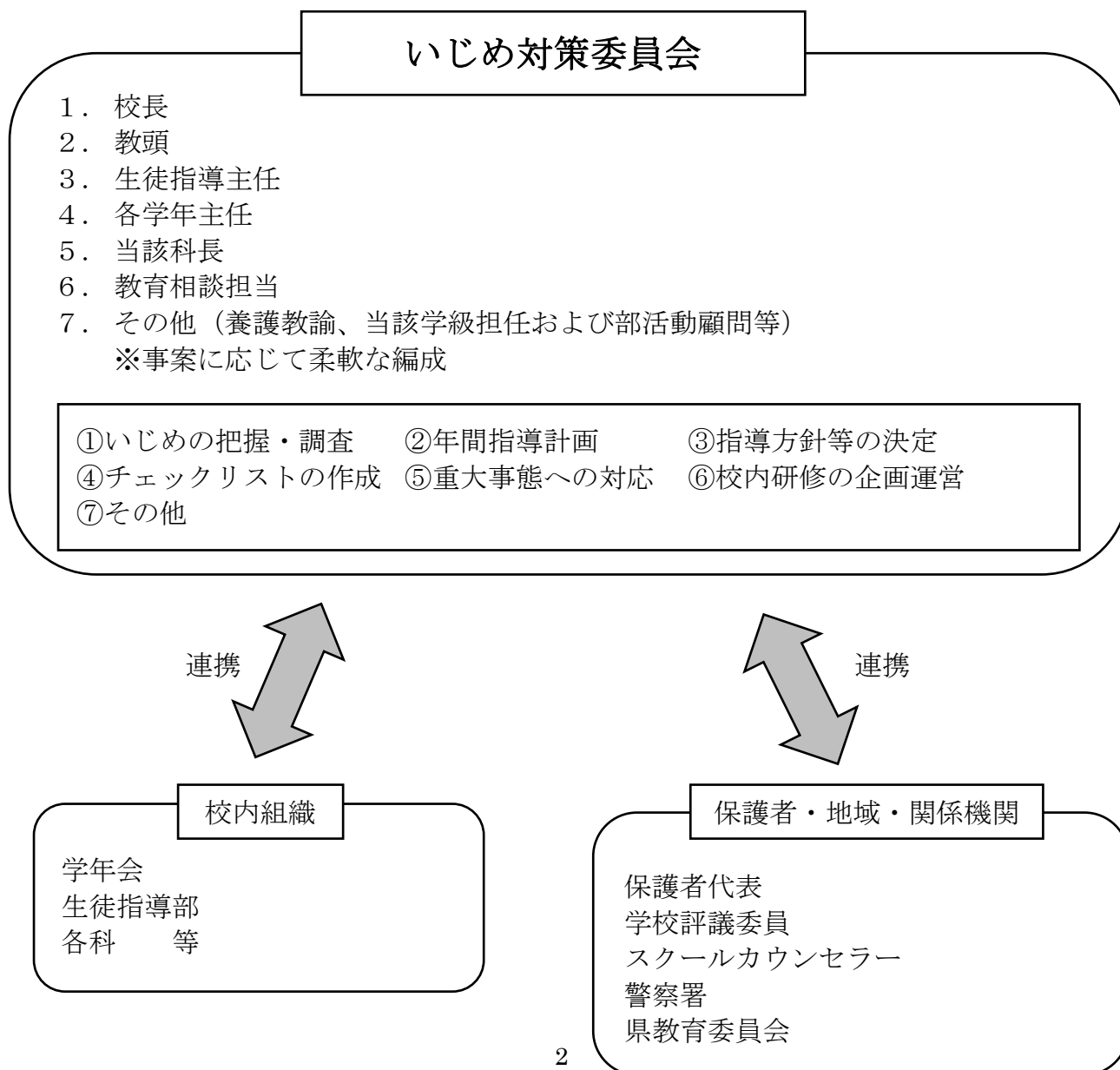
3. いじめのない学校作り

- (1) 基本的人権を尊重し、命の尊さや個人の尊厳を重んじる人間を育成する。
- (2) 人権教育を充実させて、自分を大切にして他者を思いやる心を育て、いじめ・暴力のない学校を作る。
- (3) 学校・保護者・地域社会と連携し、一体となっていじめの未然防止に努める。
- (4) 生徒会と連携し、いじめの未然防止に努める。

4. いじめ問題に取り組む組織体制

いじめ対策委員会

- (1) 校内委員会：校長、教頭、生徒指導主任、各学年主任、当該科長、教育相談担当、その他（養護教諭、当該学級担任および部活動顧問等）
※事案に応じて柔軟な編成
- (2) 外部委員会：保護者代表、学校評議員、スクールカウンセラー



5 「いじめの防止」について

(1) 学級経営の充実（学級担任）

- 居心地の良い学級を作る。
- 生徒への共感的態度により教師と生徒の信頼関係を築く。
- 基本的生活習慣を確立するための指導を行う。
- 学校や学級の決まりを守れる生徒を育成する継続的指導を行う。

(2) 授業中における生徒指導の充実（教科担任）

- 「わかる授業」「魅力ある授業」を目指し生徒達の学習保障を行う。
- 「自己存在感」や「共感的人間関係」のある授業を行う。
- 授業時間の厳守と授業に対する姿勢を整えさせる。

(3) 学校行事や生徒会活動を通した倫理観や道徳観の育成（特別活動）

- 生徒達が主体となるように、学校行事の運営方法を工夫する。
- 部活動の活性化を図ることで、集団への帰属意識、相互の違いを認める精神を育てる。
- いじめ防止に関する講話、エイズ講話、人権講話、情報モラル講話を通し、人権についての意識を高める。

(4) 家庭や地域との連携強化

- PTA執行部会や保護者会、学校評議員会、学校保健委員会等において、いじめの実態や現状等について情報の発信や収集を行う。
- 学校だより等を通して、各家庭への情報発信を行う。

6 「いじめの早期発見」について

(1) 教職員による観察や情報交換

- 日頃のホームルーム活動や授業、部活動において生徒の様子を観察する。
- 生徒のわずかな変化を見逃さず、気づきがあれば直ちに情報交換を行う。
- 生徒からの緊急を要する情報は、関係職員と共有する。
- 教師用「いじめ早期発見チェックリスト」を活用する。(別紙資料①)

(2) 教育相談体制の整備

- いじめに関するアンケートを年に2回実施する。(別紙資料③)
- 教育相談室や保健室でのカウンセリング体制を整備する。
- 生徒・保護者に校内外の相談体制を周知しておく。

7 「いじめに対する措置」について

関係する生徒・保護者への対応

(1) いじめを受けている生徒に対して

- つらさや悔しさを十分に受け止め適切な心理的ケアを行う。
- 具体的な支援内容を示し、安心感を与える。

- (2) いじめを受けている生徒の保護者に対して
 - いじめの事実を正確に伝える。
 - いじめを受けている生徒を絶対に守るという姿勢を示す。
 - 家庭と学校の信頼関係の構築を図り、緊密な連絡体制を確立する。
- (3) いじめている生徒に対して
 - 教職員は中立的な姿勢を示しながら、生徒に対しての事実確認をする。
 - いじめを行った背景や理由とともに不満・不安等の訴えを十分に聴く。
 - 心理的ケアを行いながら、いじめは決して許される行為ではないことを粘り強く指導する。
- (4) いじめている生徒の保護者に対して
 - いじめの事実を正確に伝える。
 - 保護者の心情を理解する。
 - 生徒の立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。
- (5) いじめを傍観している生徒に対して
 - 教職員は中立的な姿勢を示しながら、生徒に対しての事実確認をする。
 - いじめを傍観している背景や理由とともに、不満・不安等の訴えを十分に聴く。
 - 傍観という行為自体の意味について理解させる。
- (6) いじめを傍観している生徒の保護者に対して
 - いじめ傍観の事実を正確に伝える。
 - 保護者の心情を理解する。
 - 生徒の立ち直りに向けた具体的な助言を行い、協力を得る。

8. 保護者・関係機関との連携

- (1) いじめ防止・解決に向けて、保護者、関係機関と連携する。
- (2) 保護者に対して「いじめのない学校づくり」への協働を呼びかける。
- (3) P T A総会、三者面談、学級懇談会、学校ホームページ等で家庭における「いじめ早期発見チェックリスト」の活用等を呼びかける。
- (4) 警察等の関係機関には日頃から関係づくりをすすめ、必要に応じて連絡・相談する。

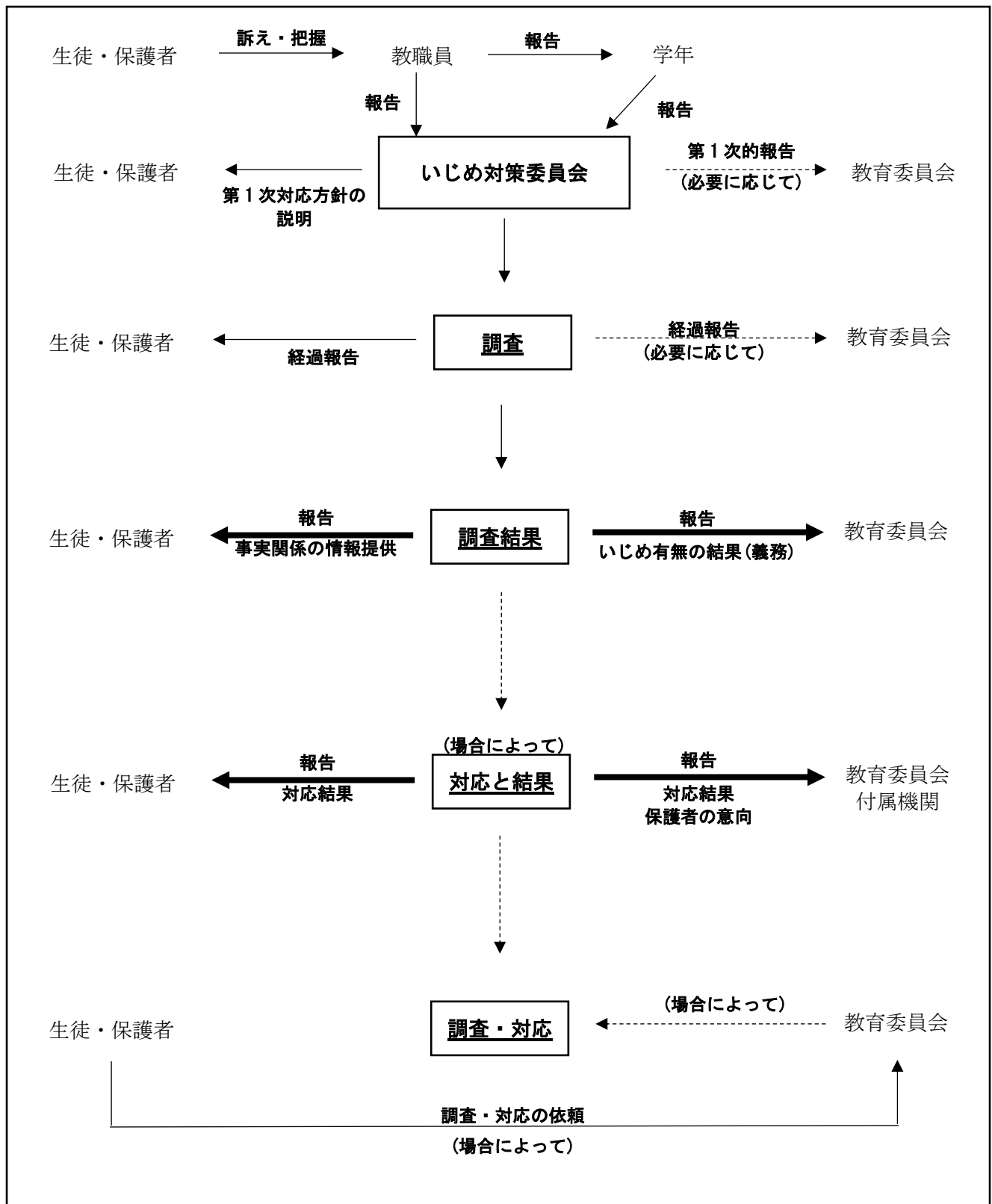
9. 外部関係機関との連携・相談

- (1) 地域の交番所や警察署と、連絡や相談がしやすい関係づくりをすすめる。
- (2) 地域における生徒の様子が聴けるよう、地域の自治会等と連携する。

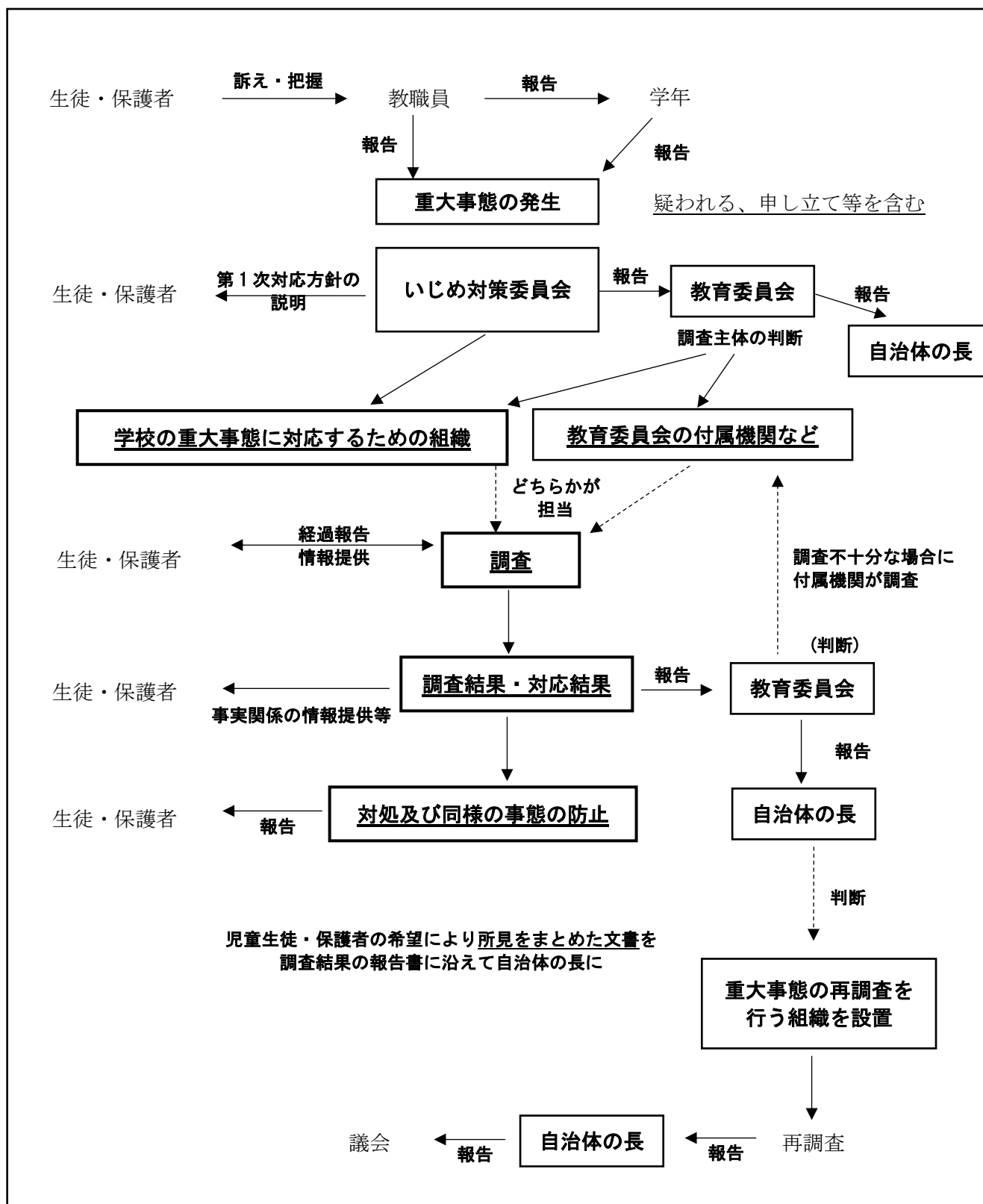
10. いじめの発見から解決まで

- (1) 発見の具体的手だて
 - ①アンケート（定期的）
 - ②教職員の気づき（朝夕 S H R ・ 休み時間 ・ 昼休み ・ 放課後 ・ 部活動時間等）と情報交換・共有化
 - ③面談（三者面談・個人面談等）
 - ④家庭の気づき（日頃からの生徒の様子について連絡できる体制づくり）
 - ⑤相談窓口の複数化（担任・学年主任・各科・保健室・部活動顧問・教育相談担当等）
 - ⑥生徒自身による取組（ホームルーム活動・生徒会・部活動等）

1 1. いじめ発生時の通常対応等の展開例



1 2. 重大事態発生の事案対処等の展開例



13. 年間計画

4月	・発足会議にて「いじめ防止対策基本方針」に関する職員研修 ・いじめ防止に関するポスター（いじめ対策委員会作成）を各 HR 教室に掲示 ・新入生の保護者へ「いじめ発見シート」を配布すると同時にいじめ防止の取り組みを説明。
5月	・大型連休前の全体集会（新入生歓迎球技大会閉会式）で「いじめ防止対策推進法」第2条（いじめの定義）と第4条（いじめの禁止）の説明 ・三者面談にて「いじめ早期発見チェックリスト」を配布（別紙資料②）
6月	・第1回教科担当連絡会にて、気になる生徒の情報交換 ・生徒会執行部といじめ対策委員会でいじめのアンケートの確認及び情報交換 ・第1回いじめに関するアンケート実施（別紙資料③）
7月	・いじめに関するアンケートの結果に基づいて、教育相談担当、生徒指導部主任、生徒指導部各科担当教諭が学級担任と連携をとって個人面談 ・学校評議委員会（いじめ防止基本方針の説明） ・学校保健委員会
10月	・第2回教科担当連絡会にて、気になる生徒の情報交換
11月	・第2回いじめに関するアンケート実施（別紙資料③） ・いじめに関するアンケートの結果に基づいて、教育相談担当、生徒指導部主任、生徒指導部各科担当教諭が学級担任と連携をとって個人面談
12月	・人権講演会 ・人権週間 「教育相談だより」等を活用して、人権に関する意識を高める。 ・学校評議委員会 ・学校保健委員会
2月	・第3回いじめに関するアンケート実施（別紙資料③） ・いじめに関するアンケートの結果に基づいて、教育相談担当、生徒指導部主任、生徒指導部各科担当教諭が学級担任と連携をとって個人面談 ・学校評価アンケートの実施 ・外部有識者参加の「いじめ対策委員会」
3月	・各中学校宛に気になる生徒の情報提供依頼 ・学校評議委員会（いじめ防止基本方針の検討） ・学校保健委員会
通年	・相談窓口の開設（スクールカウンセラー相談を含む） ・学校・警察連絡協議会

※毎月第3金曜日「夜間街頭パトロール」にて PTA 生活指導委員会と生徒指導担当教諭との情報交換および地域との連携

※毎月第3水曜日「中部地区生徒指導連絡協議会」にていじめに関する情報交換

※PTA 執行部会にて、いじめに関する意見交換

14. 連携機関

- ・沖縄警察署 098-932-0110
- ・那覇地方法務局 098-854-7950（代表）
- ・コザ児童相談所 098-937-0859
- ・沖縄県立総合教育センター（教育相談専用ダイヤル） 098-933-7537
- ・沖縄人権擁護委員協議会 098-937-3278

15. 相談窓口

- ・24時間子供SOSダイヤル  0120-0-78310
- ・子どもの人権110番  0120-007-110

※いじめに悩んだり、心配な友達がいたら気軽に相談してみてください。
通話料は無料です。

教師用「いじめ早期発見チェックリスト」(学校における生徒観察の視点)

場面等	観察の視点(変化に気づく)	
S H R	☐ 遅刻・欠席が増える ☐ 表情が暗くうつむきかげん	☐ 遅刻寸前の登校が増える ☐ 出席確認時の返事の声が小さい
授業の開始時	☐ 忘れ物が多くなる ☐ 机・椅子が散乱している ☐ 一人だけ遅れて教室に入る	☐ 涙を流した気配が感じられる ☐ 周囲がざわついている ☐ 机が別の位置にある
授 業 中	☐ 正しい返答を揶揄される ☐ 頭痛腹痛を頻繁に訴える ☐ 文字の筆圧が弱くなる ☐ ○不真面目な態度が目立つ	☐ ひどいあだ名で呼ばれる ☐ グループ・班分けで孤立する ☐ ぼんやり一人でいることが多い ☐ ○ふざけて質問をする
休 憩 時	☐ わけもなく階段を歩く ☐ 用もないのに職員室に来る ☐ 集中してボールを当てられる ☐ 保健室への来室が増える	☐ 一人でいることが多い ☐ 遊びの中に入れない ☐ トイレに行く回数が多い ☐ ○悪ふざけをすることが多い
昼 食 時	☐ 弁当にイタズラされる ☐ グループから外される	☐ 弁当を隠されたり食べられたりする ☐ 好きなメニューを他人に譲る
清 掃 時	☐ 一人に残ることが多い ☐ 清掃を一人でさせられる等、嫌がる仕事を押しつけられる	☐ 目の前にゴミを捨てられる
放 課 後	☐ 服装の汚れ・破損がある ☐ 急いで一人で帰宅する ☐ 部活動に参加しなくなる	☐ 擦り傷や鼻血のあとがある ☐ 用もないのに教室に残る ☐ ○他の子の荷物を持っている
動作・表情等	☐ おどおどした感じを与える ☐ 寂しそうな表情をする ☐ 委員や係等を辞退する ☐ ○乱暴な言葉遣いをする	☐ 視線を合わせようとしない ☐ 独り言をよく言う ☐ 手イタズラが目立つ ☐ ○反抗的態度が増える
持 ち 物 服 装 容 儀 等	☐ 教科書にイタズラ書きがある ☐ 靴、体育着等が隠される ☐ ○高価な物を持ってくる	☐ 掲示物を破られる ☐ 急に携帯電話を使わなくなる ☐ ○目立つ服装をしってくる
そ の 他	☐ トイレ等に落書きを書かれる ☐ 小動物に残虐行為をする	☐ 提出物が遅れる ☐ ○校則違反、問題行動をする

家庭用「いじめ早期発見チェックリスト」

日頃のお子さんの様子を見て、当てはまる項目に○印を付けて下さい。「○印の数が多くて気になる」「いつまでも好ましくない状態が続いて心配である」など有りましたら、担任又は教育相談担当に相談して下さい。

番号	項 目	チェック
1	登校をしぶるようになった。	
2	朝、起きるのが遅くなった。	
3	食欲がないといって、食事の量が減った。	
4	携帯電話を家族のいる前で使わなくなった。	
5	メール等を見たあと、不機嫌になるようになった。	
6	学校での出来事を話さなくなった。	
7	友人が変わった。	
8	友人と遊ぶことが少なくなった。	
9	お金を欲しがるようになった。	
10	物をなくしたり、壊したりすることが増えた。	
11	びくびくするようになった。	
12	自分の部屋にいる時間が増えた。	
13	小さな傷が増えた。	
14	質問されることをいやがるようになった。	
15	親が知らない人からの電話が増えたように感じる。	
16	携帯電話等の料金が高額になった。	
17	帰宅時刻が遅くなってきた。	
18	言葉遣いが荒くなった。	
19	買い与えていない物を持つようになった。	
20	金遣いが荒くなった。	

■学校の電話番号 : 098 (937) 5451

■学校のFAX番号 : 098 (937) 0346

